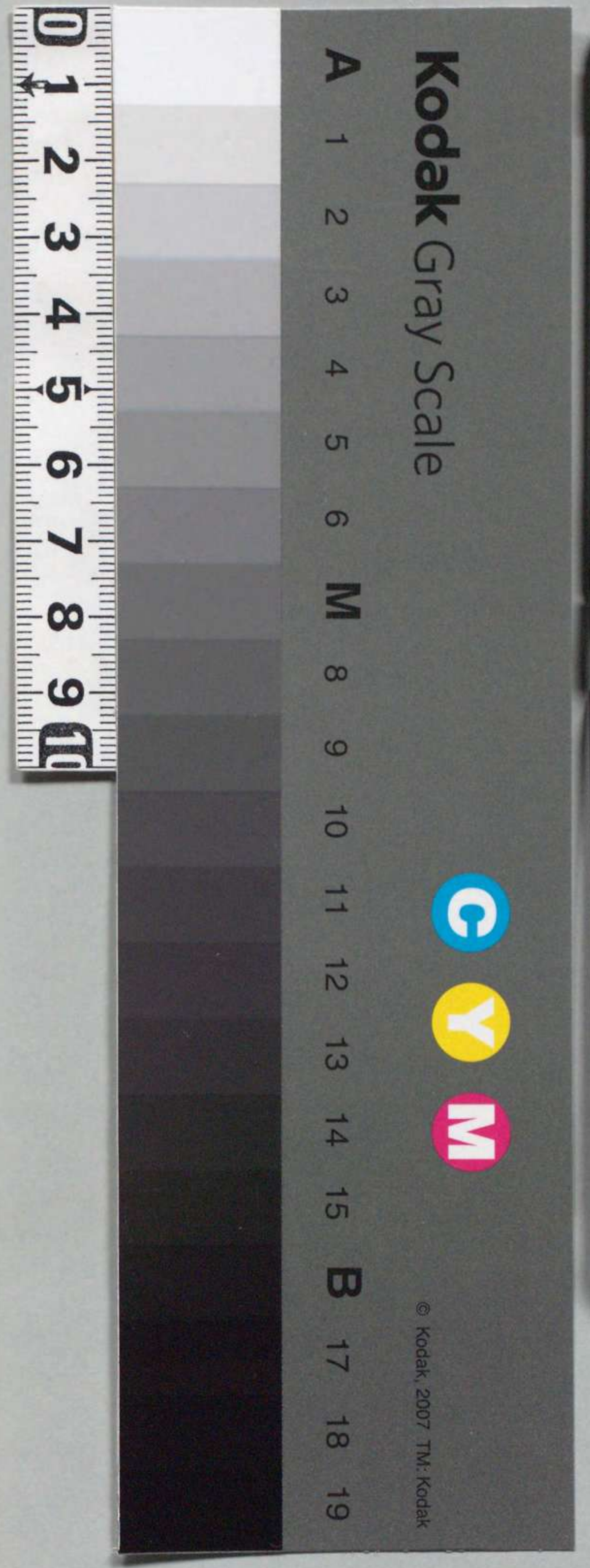


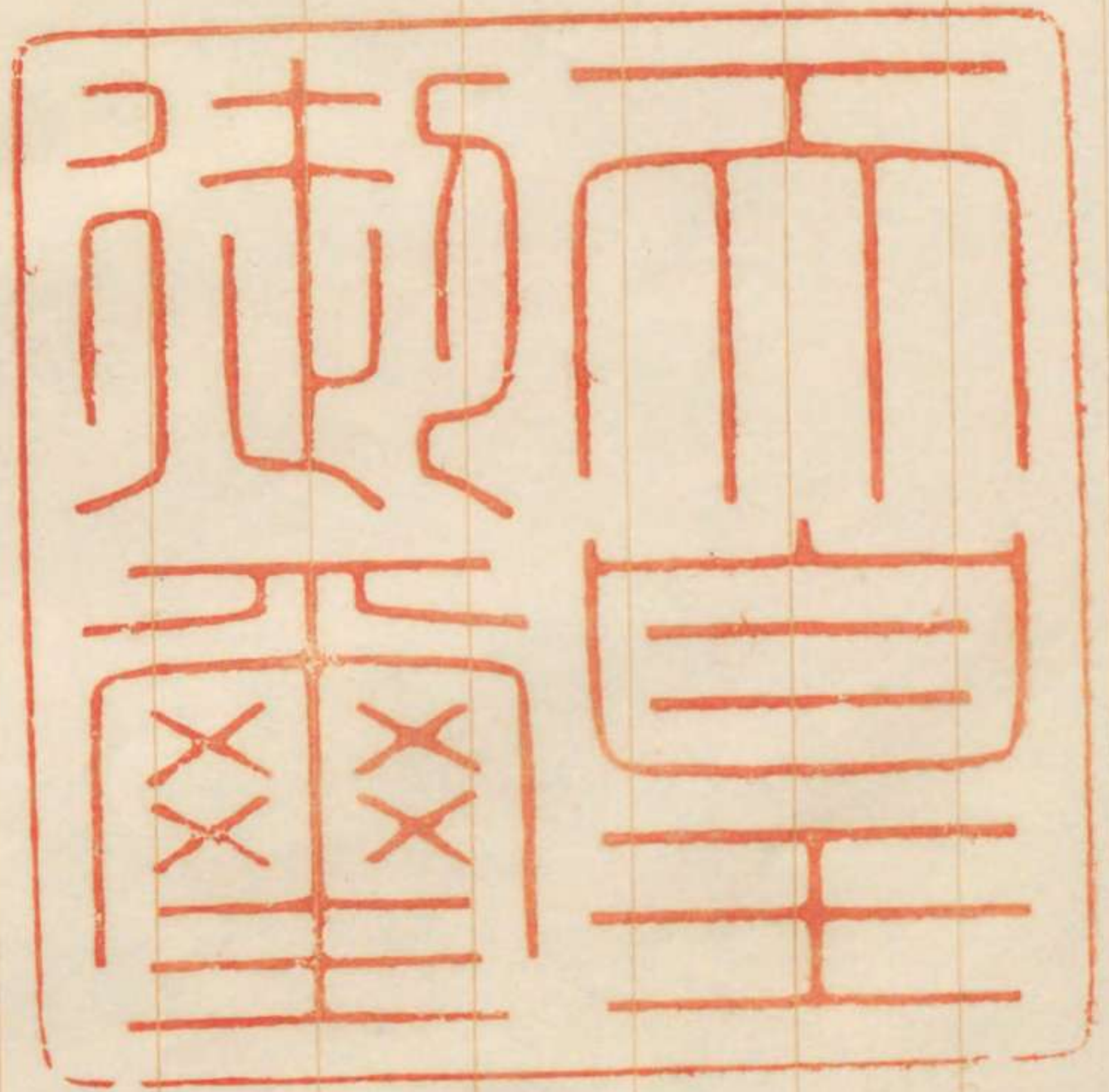
ナリカニ書
多ク物屋

12
分

朕和蘭國海牙ニ於テ萬國平和會議ニ
賛同シタル帝國全權委員ト各國全權
委員ノ記名調印シタル外包硬固ナル
彈丸ニシテ其ノ外包中心ノ全部ヲ蓋
包セス若ハ其ノ外包ニ截刺ヲ施シタ
ルモノノ如キ人體内ニ入テ容易ニ開
展シ又ハ扁平ト爲ルヘキ彈丸ノ使用
ヲ各自ニ禁止スル宣言ヲ批准シ茲ニ
之ヲ公布セシム



睦仁



明治三十三年十二月二十一日

内閣總理大臣臨時代理

樞密院議長侯爵西園寺公望

外務大臣加藤高明

宣言書

下ニ記名スル海牙萬國平和會議ニ贊同
シタル諸國ノ全權委員ハ之カ為各本國
政府ノ委任ヲ受ケ千八百六十八年^{十一月}
^{二十九日}ノ聖彼得堡宣言書ニ掲ケタル
^月十一月^日ノ聖旨ヲ體シテ左ノ宣言ヲ為セリ

締盟國ハ外包硬固ナル彈丸ニシテ其
ノ外包中心ノ全部ヲ蓋包セス若ハ其
ノ外包ニ截刻ヲ施シタルモノノ如キ
人體内ニ入テ容易ニ開展シ又ハ扁平

内

閣

内

閣

ト為ルヘキ彈丸ノ使用ヲ各自ニ禁止ス

締盟國中ノ二國又ハ數國ノ間ニ戰ヲ開キタル場合ニ限リ締盟國ハ本宣言ヲ遵守スルノ義務アルモノトス

前項ノ義務ハ締盟國間ノ戰鬥ニ於テ一ノ非締盟國カ交戰國ノ一方ニ加ハリタル時ヨリ消滅スルモノトス

本宣言ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ批准書ハ海牙ニ保管スヘシ

各批准書ニ付一通ノ保管證書ヲ作り其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ各締盟國ニ交付スヘシ

非記名國ハ本宣言ニ加盟スルコトヲ得ヘシ其ノ加盟ヲ締盟國ニ通知スルニハ書面ヲ以テ和蘭國政府ニ通告シ同國政府ヨリ更ニ之ヲ爾餘ノ締盟國ニ通知スヘシ

若締盟國中ノ一國ニ於テ本宣言ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭國

政府ニ通告シタル後一箇年ヲ經過スルニ非サレハ廢棄ノ効力ヲ生スルコトナシ右通告ハ和蘭國政府ヨリ直ニ爾餘ノ締盟國ニ通知ス右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル國ノミニ止ルモノトス右證據トシテ各全權委員ハ本宣言ニ記名調印スルモノナリ千八百九十九年七月二十九日海牙ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ記

録ニ保管シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ締盟國ニ交付スルモノナリ

獨逸國 ミュンステル印

奧地利洪牙利國 ヴエルセルスハインプ印

オコリクサニー印

白耳義國 ア、ベルネルト印

伯爵ド、グレル、ロジエー印

ジエグアリエー、デカン印

清國 楊儒印

丁抹國 エフ、ビル印

西班牙國

公爵デ、テツアン印

ドブルグエ、エル、デ、ウィーリヤ、ウル、チャ印

アルツォロ、デ、バゲール印

墨西哥合衆國

ド、ミエー印

セニール印

佛蘭西共和國

レオン、ブールジョア印

ジエー、ボウール印

ゲツールホル、ド、コンスタン印

希臘國

ニー、テリアンニ印

伊太利國

ニーグラ印

日本國

本野一郎印

盧森堡國

アイシエン印

「モンテネグロ」國

スタール印

和蘭國

ファン、カルネベーク印

デン、ベール、ポール、チュゲール印

テー、エム、チェー、アツセル印

エー、エヌ、ラヒュセン印

波斯國

ミルザ、リザ、カン(アルファウドウレ)印



西班牙國

公爵テ、テツアン印

ドブルグエ、エル、テ、ウィリヤ、ウル、チャ印

アルツォロ、テ、バゲール印

墨西哥合衆國

ド、ミエー印

セニール印

佛蘭西共和國

レオン、ブールジョア印

ジエー、ゴウール印

デツールネル、ド、コンスタン印

希臘

「、テリアンニ印

伊太利

グラ印



日本國

本野一郎印

盧森堡國

アイシエン印

「モンテネグロ」國

スタール印

和蘭國

ファン、カルネベーク印

デン、ベール、ポール、チュゲール印

テー、エム、チェー、アツセル印

エー、エヌ、ラヒユセン印

波斯國

ミルザリガ、カン(アルファウドウレ)印

羅馬尼亞國

アーベルチマン印

ジマン、エヌ、パピニウ印

露西亞國

スタール印

ア、バシリイ印

塞爾比亞國

ミヤトヴィツチ印

暹羅國

ピアスリヤ、ヌヴァートル印

ヴィスツダ印

瑞典諾威國

ビルト印

瑞西國

ロート印

土耳其國

チユルカン印

勃爾牙利國

ヌーリイ印

アブヅラーイ印

メヘメツド印

博士デ、スタンシヨッフ印

陸軍少佐ヘツサプチエッフ印

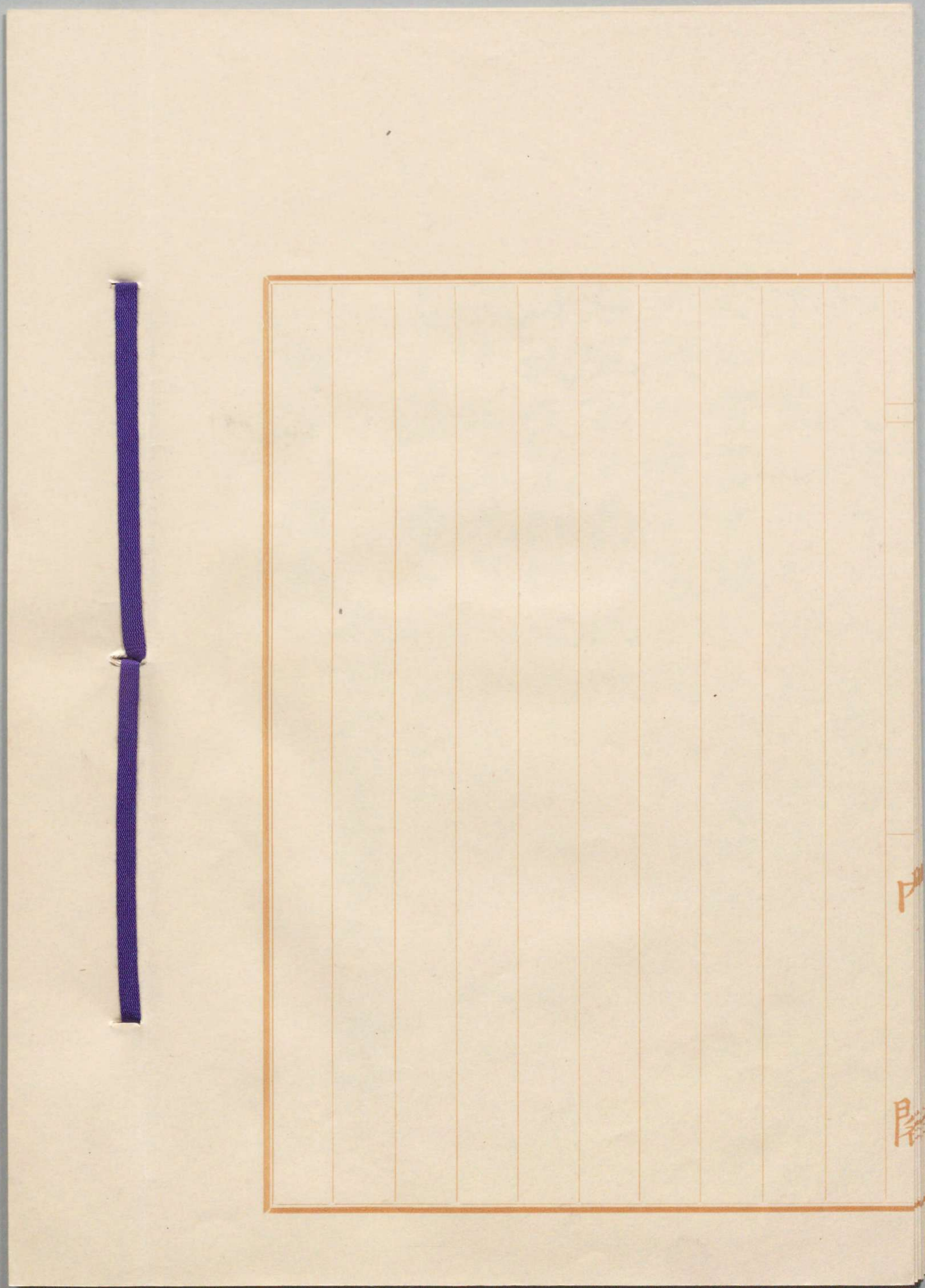
天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル
日本國皇帝(御名)此書ヲ見ル有衆ニ宣示
ス

朕明治三十二年七月二十九日和蘭國海
牙ニ於テ萬國平和會議ニ賛同シタル帝
國全權委員ト各國全權委員トノ間ニ協
議決定シ記名調印シタル外包硬固ナル
彈丸ニシテ其ノ外包中心ノ全部ヲ蓋包
セス若ハ其ノ外包ニ截刺ヲ施シタルモノノ

如キ人體内ニ入テ容易ニ開展シ又ハ扁
平ト爲ルヘキ彈丸ノ使用ヲ各自ニ禁止
スル宣言ヲ親シク閲覧點檢シタルニ善
ク朕カ意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ
右宣言ヲ嘉納批准ス
神武天皇即位紀元二千五百六十年明治
三十三年九月三日東京宮城ニ於テ親ラ
名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

外務大臣子爵青木周藏印



内

卷